

令和 7 年度第 2 回  
昭島市国民健康保険運営協議会議事要旨

令和 7 年 8 月 25 日

保 健 福 祉 部 保 險 年 金 課



## 令和7年度第2回昭島市国民健康保険運営協議会

令和7年8月25日（月）午後1時30分開会

昭島市役所 602会議室

### 1. 開会

### 2. 議題

- (1) 昭島市国民健康保険税の税率の改定について

### 3. その他

---

#### 出席委員（9名）

下田 初雄 委員	小林 基久 委員
和田 幸一 委員	蓮村 友樹久 委員
大澤 康男 委員	佐藤 周子 委員
熱田 善信 委員	山崎 重信 委員
鈴木 克仁 委員	

---

#### 欠席委員（1名）

島津 智子 委員

---

#### 説明者

保健福祉部保健医療担当部長 岡本 由紀子、保険年金課長 高玉 健二、  
保険年金課保険係長 古屋 泰大

---

(午後 1時30分)

○開 会

○事務局

それでは定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

○会長

それでは改めまして皆さん本日はお忙しい中、運営協議会にご出席いただきありがとうございます。ここ数日ですね、これまでにない暑さということで、またそういった中で体調壊したりとかっていうようなことをいろいろニュースで言われていますけども、こうやって皆さん集まつていただきまして、ありがとうございます。

それでは会議に入る前に事務局の方から、配布資料の確認をお願いいたします。

(配布資料の確認)

○会長

それではただいまから、令和7年度第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。なお本日は、被保険者代表の島津委員が欠席となっておりますけれども、定数には達しておりますので、本協議会は成立をしております。

---

○議題

(1) 昭島市国民健康保険税の税率の改定について

○会長

それでは次第に沿いまして、会議を進めていきたいと思います。本日は、議題としては、諮問1件の審議を行ってまいります議題(1)昭島市国民健康保険税の税率の改定について、これを議題といたします。事務局に説明を求めます。

資料が3つあるということですので、1つずつ説明をいただき、質疑を行っていきたいと思いますので、資料1から順次説明をお願いいたします。

(事務局より資料1について説明)

○会長

ただいま資料1につきまして事務局から説明がありました。これに対しまして、ご質問等ございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。

○A委員

運営基金の減り方というのが心配というか気になっているんですけど、以前、確かに国保の赤字分を平成29年から20年かけて、一般会計からの補填というか、赤字を解消していくっていうような話で、予定通り進んでいたみたいな話だったんですけど、今は予定通りという感じなんでしょうか。

○事務局

財政健全化計画の進捗についてのご質問かと存じます。現在、昭島市国民健康保険の赤字繰入金の削減というのは、計画通りには進んでございます。ただ、後ほど説明する予定ではございましたが、本来であれば、2年ごとに保険税を改定し、引き上げて、その増収分をもってその赤字を削減していくというところであったんですが、コロナですとか、物価高騰等の社会情勢がございましたことから、当市は平成28年度から税改定を行っていない状況にございます。ですので、計画通り赤字は減ってはいるんですが、その削減する原資となっているのが、今、委員からご指摘のあった運営基金でございまして、その運営基金を投入していることから、このような減少幅と申しますか、減少推移をしており、現状ですと、令和7年度末には、そのほとんどがなくなってしまうというふうに思ってございます。以上です。

○会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

○B委員

東京都への事業費納付金なんんですけど、これは法律で決まってるんでしょうか。

○事務局

はい、その通りでございます。

○B委員

これは26市全部同じ比率になってるんでしょうか。

○事務局

人口および所得によって差は出できます。

○B委員

なんていうんでしょうか東京都って結構、23区はかなり潤っているって話を聞くんですけど、そういったところは26市として変えていくってことはできるんでしょうか。

○事務局

変えるというのは、おそらく所得が多い方、被保険者が多い方が負担を多くするということかと存じます。ただ、制度としてはですね、今逆方向でございまして、東京都内全自治体の保険税率というのを統一する方向に動いています。これも後ほど触れますけれど

も、所得が高い自治体が、低い自治体の負担をするということではなくて、あくまで東京都内、どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、統一的な保険税額になる、逆を返せばその自治体間での差というものをなくすとともに、その平準化するという目的で行われるものでございまして、どちらかというと委員ご指摘されている方に進むというよりは、それを是正していく方に制度としては動いてございます。

○会長

他にいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

資料1につきまして、他に何かないようですので、それでは次の資料について説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

(事務局より資料2について説明)

○会長

では、資料につきまして事務局から説明がありましたこれにつきましても、ご質問等ありましたらお受けいたしたいと思います。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

特にないようでしたら、次の資料について説明をしていただこうかと思いますがよろしいですかね。それでは次の資料につきまして説明をお願いします。

(事務局より資料3について説明)

○会長

資料3につきまして事務局から説明がありました。

これにつきましてもご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

昭島市では平成28年から改定を行っていないということから、いわゆる標準税率と、だんだんと乖離しているというようなことから、基金はもうなくなり、非常に財政健全化どころか、どちらかというと悪化の方に進んでいるような気がするんですが、これ、20年までの計画を作っていますけども、その中で確かにペナルティも考えるようなところっていう表現もあったと思うんですが、その辺については何か示されてるものっていうのはあるんですか。

○事務局

保険者努力支援制度というインセンティブの加点をいただいて補助金をいただける制度がございます。

この財政健全化計画の計画を不履行と申しますか、各年度で達成できない場合は、その加点をもらえないということではなくて減点される仕組みとなってございまして、本来、他の事業を頑張って頂けるはずの補助金が減ってしまうというところがございます。ですので、当市と申しますかどこの自治体もそうですけれども、この健全化計画のというのは遵守する方向で取り組んでいるところでございます。以上でございます。

#### ○会長

ますますですね、厳しい状況というか、補助金まで減らされるという話になるとね。どうぞ。

#### ○C 委員

意見と質問なんんですけど。私の組合の人間として、サラリーマンの別添資料のある通り私たちの組合もそうなんですけど、保険料収入の47%、48%を、前期、後期高齢者のために保険料取っているわけで、これ以上勘弁してよっていうのが我々サラリーマンとしての立場。でも市民としてみれば、市民税をお支払していて、一般会計の話ですよね、これが国保に繰り入れられている。国保の被保険者の方からすると、税率を引き上げて欲しくない。もちろんそうなんですけども、我々サラリーマンも料率を毎年上げざるを得ない状況になって、やっぱりそこは受益者負担が当然出てくる。その一方で、一般会計の法定外繰入は市議会としてどこまで許容範囲かっていう議論があるんですか、アッパーの金額、アッパーの率があるかっていうのは定められているのですか。

#### ○事務局

法定内につきましては、いろいろと金額いくらまでですか、あるいは財源に対していくらっていうような示されるところあるのですが、法定外については、国民健康保険の場合には、全くない状態なんですね。そもそも法定外の対応というのが、初めは保健事業、皆さんの健康を守ったりする事業として、皆さんに負担をいただかずに、今、国保ですと40歳以上の方に特定健診を受けていただくんですが、それを例え、ワンコイン皆さんに参加料いただくとかそういう運営の仕方もあるんですけど、皆様に受けさせていただくために、そのための費用を補助するものとして本来行われていたものなんですが、国民健康保険の場合は運営のための補助として入っている部分が多くなってきてている。それが全国的な問題で、一般会計的にもう本当に大変で入れられないというところも多いんですが、東京都の場合には、全国レベルの自治体を見るとまだ少し余裕があると言いますが、非常に繰入を行っている。都内でみると島しょ部を除けば全域でまだ行っていますし、その金額も割合もかなり高くなっている状況です。その上限の率ですか金額というのは現在ない状態です。

○C委員

雰囲気的にいくらでも入れていいよねってそういう雰囲気があるんですか。

○事務局

いや、それないです。

○C委員

住民の方って国民健康保険は市役所が保険料率決めるってなるけど、我々は健保組合で保険料率を決めるっていう話で全く昭島市関係ないじゃないですか。でも大半が前期でお金持ってかかるってことは我々の関与がご存知ないんですよね。ただ、いくら我々が料率を上げざるを得ない、それは後期高齢、前期高齢これだけ取られますよって言ったとしても、昭島市のこととは全然頭にないんで、住民の方はそちらに多分影響があるだろうから、だったら、もっと繰り入れておこうってそういう雰囲気になっちゃうのかなっていう気はするんですけどそこはちょっとね、なんかね、私としてみれば住民税払ってもなおかつそっちで取られるというのはいかがなものかって前から思ってるんですけどね。

○事務局

まさにこの前期高齢のお話までの全体的なお話でなくとも、やはり一般会計からの繰入ですので、みなさんからの住民税が原資となっていますので 国民健康保険加入者以外の方からは、自身の保険料と二重に払っていることになるのではないかという意見は以前からいただいたおりまして、議会の方でも、そこにやはりいくらでもっていう話にはならないよねということです。

○C委員

わかりました。

○会長

他にいかがですか。

(発言する者なし)

○会長

よろしいですかね。

昨年も確かに答申の中でさつき話ありましたけど、答申の中ではもう財政健全化を保つためには、もう値上げをせざるを得ないだろうと。ただし急激な物価高騰が、昨年は結構大きくなりましたが、それで市の方としては、それを合わせて、税の改定には至らなかつたと、他にもいろいろと要素があったかとは思いますけれど、ここ何年かはコロナであるとか、そういう物価高騰であるとか社会情勢が非常に混沌としているので、それが非常

に影響しているっていうのはわかるんですが、国民健康保険の財政の健全化っていうものを考えるとやはりちょっとね、どうかなと、8年ですか、値上げしないで来ていると、そして繰入金がこれだけ多額になっているというところを、今日はこれらの資料で見ていただいて、これを理解していただけたらと思います。

それともう1枚資料があるんですけども、これについての説明をお願いします。

(事務局より追加資料について説明)

○会長

この資料につきましても、何かご質問があつたらお願ひいたします。

(発言する者なし)

○会長

よろしいですか。

こういう組合ですか健保いろいろありますけれども、結局、赤字補填分で市の一般会計から繰り入れを行うということは、他のこういった健保に入ってる方の住民税からそれも支払われているというような形になりますので、二重払いではないかというような意見もかなりあるということは伺っていますし、これがまた問題になってきているんであろうということで別の改善について考えるべきだという話になってくるんだと思います。

特に質問もないようですので、これまでの質疑応答とか、それから資料と、そういったものを踏まえまして、次回の第3回の運営協議会におきまして、ある程度一定の方向性、考え方をまとめていきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

よろしいですかね。

それでは皆さんの方でも考え方をまとめておいていただいて、一定の方向性が出せたらというふうに思っています。

---

◎その他

○会長

それでは次に移らせていただきますが、その他につきまして、事務局の方から何かございますでしょうか。

(事務局より次回日程等について説明)

○会長

それでは次回の日程が示されましたので、皆さん大変申し訳ありませんがまたご都合をつけていただいて、出席をしていただくようにいたします。

---

◎閉会

○会長

それでは以上をもちまして、本日の会議は終了させていただきたいと思います。  
どうも大変暑い中、ありがとうございました。

(午後 2時18分)